

京都市訓令甲第17号

教育委員会事務局

高等学校

京都市立高等学校授業料免除審査規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月29日

京都市長 榎本頼兼

第1条中「京都市立高等学校及び幼稚園の授業料及び保育料の減免の取扱いに関する規則」を「京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の一」を「のいずれか」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又はこの者と同様の事情にある配偶者のない男子（以下「寡婦等」という。）で現に申請者を扶養しているもの（次号に掲げる者を除く。） 90,000円
- (2) 寡婦等で現に中学生以下の者を扶養しているもの 280,000円
- (3) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者とその障害の程度が同程度と認められる者 1人につき320,000円

別表1人の項中「1,794,000」を「1,460,000」に改め、同表2人の項中「2,225,200」を「2,060,000」に、同表3人の項中「2,900,000」を「2,760,000」に改め、同表4人の項中「3,530,000」を「3,250,000」に改め、同表5人の項中「4,060,000」を「3,670,000」に改め、同表6人の項中「4,590,000」を「4,160,000」に改め、同表7人以上の項中「4,590,000」を「4,160,000」に、「530,000」を「490,000」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(京都市教育委員会総務部調査課)